

## 水域占用料

占 用 目 的	単 位	使 用 期 間	
		1 月 以 上	1 月 未 満
漁業免許に伴うための占用	1年1平方メートルまでごとに	25 円	27 円 50 銭
管線類を埋架設する場合の占用			
外口径 20 センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	200 円	220 円
外口径 20 センチメートル以上	1年1メートルまでごとに	320 円	352 円
50 センチメートル未満			
外口径 50 センチメートル以上	1年1メートルまでごとに	400 円	440 円
1.3 メートル未満			
外口径 1.3 メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	330 円	363 円
その他の占用	1年1平方メートルまでごとに	330 円	363 円

- 備考 1 許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算するものとし、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 2 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該端数を1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 3 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 4 この表の1月未満の占用料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
- 5 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度管理者が定める。